

# 静岡音楽教育研究学会会則

## 第1章 総則

(名称)

第1条 本会は、静岡音楽教育研究学会(Shizuoka Society of Music Education )と称する。

(所在地)

第2条 本会の事務所は、静岡市駿河区弥生町6-1 常葉大学教育学部学校教育課程 音楽専攻 明和研究室に置く。

(目的)

第3条 本会は、常葉大学教育学部学校教育課程(旧 初等教育課程)音楽専攻卒業生及び在校生として在籍する学生並びに静岡県内外に在住する音楽教育従事者及び研究者を対象とし、音楽活動や音楽教育における近況報告や現状の課題、指導法や演奏等の研究の成果、今後の音楽及び音楽教育の動向等、時節に即した題材を持ち寄り、研究することを目的とする。

(活動内容)

第4条 本会は、前条の目的を達するため、次の事業を行う。

- (1) 音楽教育に関する研究会、および音楽全般における研究・演奏発表会等の開催
- (2) 音楽教育に関する資料収集及び調査研究
- (3) その他本会の目的を達成するために必要な事項

## 第2章 会員

(会員の資格)

第5条 この会の会員は、次の通りとする。

(1) 本会員

常葉大学教育学部学校教育課程(旧 初等教育課程)音楽専攻卒業生で、本会の目的に賛同する者

常葉大学教育学部学校教育課程(旧 初等教育課程)音楽専攻の教員、および過去に教員(専任、非常勤の別は問わない)であった者で、本会の目的に賛同する者

本会の趣旨に賛同し、本会が特別に認めた者

(2) 学生会員

常葉大学教育学部学校教育課程(旧 初等教育課程)音楽専攻に在籍する学生で本会の目的に賛同する者

常葉大学教育学部学校教育課程(旧 初等教育課程)音楽専攻卒業生で大学院に在籍する大学院生で本会の目的に賛同する者  
本会の趣旨に賛同し、本会が特別に認めた学生及び大学院生

(会費)

第6条 入会費は5,000円とする。ただし、常葉大学教育学部学校教育課程(旧 初等教育課程)音楽専攻に属している期間中は、入会費を猶予する。また、学生会員及び教員として音楽専攻に所属していたことがある者からは徴収しない。

2 年会費は原則として徴収しない。ただし開催される研究会、発表会、懇親会等に参加する場合、それぞれの参加費を納入するものとする。

(退会)

第7条 会員は、退会届を運営(役員)会に提出し任意に退会することができる。

(会員資格の抹消)

第8条 本会会員が次の各号に該当することになった場合は、運営(役員)会議の議決を経て登録を抹消することができる。

(1) 会員としてふさわしくないと認められる事実が発生した場合

### 第3章 組織および運営

(役員)

第9条 本会に次に掲げる役員を置く。

会長 1名

副会長 若干名

事務局長 1名

会計 1名

会計監査 1名

学生役員 若干名

(役員職務)

第10条 会長は、会務を総理し、その業務を統括する。

2 副会長は、会長を補佐し、会長が不在のときは、その職務を代行する。

3 事務局長は、本会の事務全般を担当する。

4 会計は、本会の出納事務を担当する。

5 会計監査は、本会の会計を監査する。

6 学生役員は、事務局長を補佐する。

(役員を選任)

第11条 会長、副会長の選任は、会員から立候補及び推薦された者の中から総会において選出する。

- 2 事務局長は、会長が指名する。
- 3 会計及び会計監査は、事務局長(会長)が指名する。
- 4 学生役員は事務局長(会長)が指名する。

(役員任期)

第12条 学生役員及び会計を除く役員任期は2年とする。ただし、再任を妨げない。

- 2 学生役員及び会計の任期は1年とする。ただし、再任を妨げない。

(役員解任)

第13条 役員が次の各号のいずれかに該当するときは運営(役員)会の議決により、これを解任することができる。

- (1) 心身の故障により、職務の執行に耐えられないと認められるとき
- (2) その他解任に相当する事項が認められるとき

(顧問)

第14条 本学会に、顧問を置くことができる。

- 2 顧問は、会長または会長経験者の中から運営(役員)会の承認を経て会長が選任する。
- 3 顧問の職務は、会長が必要と認め諮問した事項について意見を述べるほか、運営(役員)会に参加するものとする。

(総会)

第15条 本会の総会は、毎年1回開催するものとする。但し、必要があるときは、臨時に総会開催することができる。また、災害や、やむを得ない事情により総会の招集が難しい場合は、書面やインターネット上で審議、決定を行うことができるものとする。

2 総会は、次の各号に掲げる事項について審議し、決定する。

- (1) 事業計画
- (2) 決算および予算
- (3) 役員承認
- (4) 会則等の改正
- (5) その他本会の運営に関し重要な事項

3 本会の会議は、会長が召集する。

4 本会の会議は、2分の1以上の出席(委任状を含む)で成立し、出席者の過半数で決議する。

(運営〔役員〕会)

- 第16条 運営(役員)会は、顧問、会長、副会長、事務局長、会計、会計監査をもって構成する。
- 2 運営(役員)会は、総会の議決した事項の執行に関する事項及びその他総会の議決を要しない業務の執行に関し、議決する。

(事業年度)

- 第17条 この会の事業年度は、4月1日から翌年の3月31日までとする。

## 第4章 会計

(会計)

- 第18条 本会の経費は、研究会等の参加費その他の収入をもって充てる。
- 2 本会の会計年度は、4月1日から翌年の3月31日までとする。
- 3 前項の会計年度に係る決算終了後、総会にて決算報告をする。
- 4 本会は、会員に対して1年に1回以上の会計報告を行う。

付 則

- 1 この会則は、平成30年4月1日から施行する。
- 2 平成31年4月1日一部改正
- 3 令和2年4月1日一部改正
- 4 令和3年4月1日一部改訂
- 5 令和4年4月1日一部改訂
- 6 令和6年4月1日一部改訂